

## 企業OB活用「メンターグループ」事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、研究開発や経営等に関わる多様な分野における専門性を有した企業OB人材（以下「メンター」という）を登録・派遣することで、中小企業者等が抱える技術・経営面の課題解決を図り、創業等に取り組む中小企業者等への支援体制の一層の強化と総合力のあるものづくり人材の育成を図ることを目的とする。

### (中小企業等)

第2条 この要領において、中小企業者等とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154)第2条第1項に定める中小企業者及び公益財団法人栃木県産業振興センター理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める者をいう。

### (メンター名簿)

第3条 メンター名簿(以下「名簿」という。)に新規登載する者は、別表—1に掲げる分野における知識・経験が豊富であり、中小企業者等に対する指導・助言及び指導等を行い得る能力及び人格に優れ、かつ当該事業に熱意を有する者の中から、公益財団法人栃木県産業振興センター(以下「センター」という。)内の審査会を経て、理事長が決定する。

2 メンター登録を希望する者は、所定の登録申請書(様式1)により、申請するものとする。

3 理事長は、名簿に登載された者に対し、センターメンター証(様式2)(以下「メンター証」という。)を交付するものとする。

メンター証については、メンターグループ事業に限り使用するものとする。

4 登録を受けたメンターは、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「メンター登録内容変更届」(様式3)を提出するものとする。

5 メンター名簿に登録したメンターは偶数年度(西暦)更新とする。

6 メンターは、センターに対する民間の協力者であってセンター職員の身分は持たない。

7 名簿に登載された者が次の各号の一に該当した場合、理事長はその者をメンター登録から取り消すことができる。

(1) 本人が登録取消を希望したとき

(2) 登載決定の参考とした事項に、偽り、その他不正があったと認められたとき

(3) 支援企業に対して第6条に基づくメンターとしての責務を遂行しない場合

(4) メンターの名称を使用してメンターグループ事業以外の活動を行った場合

(5) 更新時、70才以上の者、または更新の意思表示をしなかったもの

ただし、理事長が必要と認める場合は2回を限度に更新することができる

(6) その他、理事長が不適格と認めたとき

8 名簿から除外された者は、速やかに前第3項に定めるメンター証を理事長に返還しなければならない。

(グループ長)

第4条 別表一1のグループ(以下、「グループ」という。)ごとにグループ長を置く。

2 グループ長は、グループに属するメンターの協議を経て、理事長が選任する。

3 グループ長は、グループのメンターを代表し、次に掲げる事項を掌るものとする。

(1) グループ内の情報の共有化及び他のグループ間との連絡・調整

(2) その他グループの業務を円滑に運営するために必要な事項

(グループ会議)

第5条 グループ内の情報の共有化を図るため、グループ会議を置くことができる。

2 グループ会議は、グループ長が議長となる。

(派遣内容、派遣日数及び時間)

第6条 メンターが行う支援は、別表一1に定めるような、研究開発や経営等に関する事項全般にわたるものとする。

2 メンターの派遣日数は、年度内1中小企業者等当たり、原則として5人日以内とする。

3 年度内メンター一人当たりの支援企業数は原則として2社までとする。

4 1回当たりの支援に要する時間は、原則として4時間以上とする。この場合において、派遣場所までの往復の移動時間は支援に係る拘束時間に含まれるものとする。

(派遣申請)

第7条 メンターの派遣を希望する中小企業者等は、「メンター派遣申請書」(様式4)により理事長に申請しなければならない。

2 中小企業者等は、メンターの派遣を申請する場合において、希望するメンターを登録名簿から指名することができる。

3 前項の規定によるメンターの指名がない場合は、申請企業の課題に応じた専門分野の登録者に課題内容を連絡し、支援可能としたメンターを振興センターが選定する。

なお、支援可能としたメンターが複数いた場合は、支援先企業までの移動距離やこれまでの支援実績を踏まえ、メンターを選定する。

(派遣決定)

第8条 理事長は、前条第1項のメンター派遣申請書が提出された場合、速やかにメンター派遣の適否を決定し、申請者及びメンターへ通知するものとする。

(派遣回数の変更・中止)

第9条 メンター派遣の決定を受けた中小企業者等(以下「支援企業」という。)が派遣回数の変更又は派遣の中止をしようとする場合は、「メンター派遣変更(中止)申請書」(様式5)を振興センターに提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(メンターの責務)

第10条 メンターは、中小企業者等の要請に応じて誠実に責務を遂行しなければならない。

2 メンターは、本業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第11条 メンターの派遣を受けた中小企業者等は、その実績を所定の「メンター支援実施状況報告書(企業用)」(様式6)により、理事長に報告しなければならない。

2 派遣支援を行ったメンターは、その実施状況を原則として派遣1回ごとに所定の「メンター支援実施状況報告書(メンター用)」(様式7)により、理事長に報告しなければならない。

ただし、派遣期間中の報告はメール・FAX等により行うこととし、支援終了後に「メンター支援実施状況報告書」(様式7)を提出するものとする。

(メンター派遣経費等)

第12条 メンター派遣に要する経費は、謝金、旅費、資料代及びその他の経費とし、別表一2に掲げる区分並びに金額によりそれぞれ負担するものとする。

2 中小企業者等の自己負担部分 1/2 については、承認後メンター派遣前に原則として一括納入するものとする。

納入方法は、センターからの請求に基づき、銀行振込とする。

3 メンターに対するセンターからの謝金の支払は、第11条による報告書を受理した後、速やかに支払うものとする。

(負担金の返納)

第13条 振興センターは、第9条の規定に基づき承認された派遣回数、第8条の規定により決定された派遣回数より減じられた場合には、既に納入されている負担金について、当該減数した回数に係る負担金を支援企業に返戻するものとする。

(損害賠償)

第14条 メンターの派遣に伴い発生した事故、損害等については、次の各号により処理するものとする。

(1) 支援企業の故意又は重大な過失によりメンターに負傷、又は損害を与えた場合は、当該支援企業がその責を負う。

(2) メンターの助言・指導または支援により、支援企業または第三者に損害が生じた場合であって、それが当該支援企業の経営判断に基づく結果である場合にあっては、振興センター及びメンターはその責を負わない。ただし、メンターが故意または重大な過失により支援企業または第三者に損害を与えた場合は、当該メンターがその責を負う。

(3) メンターの移動中に発生した事故、傷病等については、振興センター及び支援企業はその責を負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

「企業OB人材派遣活用・創業等支援事業実施要領」に規定する「ものづくりアドバイザー」は「メンター」とみなす。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

「平成21年3月31日以前に登録した者の登録期間は平成21年4月1日から起算し、更新とみなさない。」

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

別表ー1

グループ	開発	生産①	生産②	経営	販売・その他
分野	製品開発 技術開発 工業デザイン 原価検討 特許管理	資材調達 生産技術 工場技術 加工技術	生産管理 品質管理 環境管理	経理 経営 資金調達 法務・財務・労務 管理	販路開拓 マーケティング 情報化(IT活用) 能力開発・人材 育成 その他

別表ー2

	謝金	旅費	資料代	その他の経費
公益財団法人 栃木県産業振興センター	1人日 5,000円 (消費税別)	負担なし	負担なし	負担なし
中小企業者等	1人日 5,000円 (消費税別)	自家用車使用の場合 往復100km未満 2,000円/日 往復100km以上 3,000円/日  公共交通機関使用の場合 実費相当額	要請事項に関し必要な資料などの実費	メンター事業に伴い生じた経費などの実費